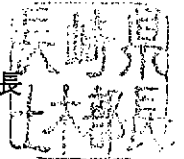


(社) 長崎県建設業協会
(社) 長崎県中小建設業協会
(社) 長崎県造園建設業協会
(社) 長崎県ほ装協会
(社) 長崎県工務店連合会
(社) 長崎県下水道建設業協会
(社) 長崎県管工事協会
(社) 長崎県港湾漁港建設業協会
(社) 長崎県建造物解体工業会

会長 様

長崎県土木部長



現場代理人の取り扱いについて (通知)

工場製作を含む工事における専任の技術者及び現場代理人の取り扱い（平成21年2月6日付け20建企第715号、以下「工場製作の技術者及び現場代理人」という。）により工場製作における現場代理人の取り扱いを定めたところでありますが、長崎県建設工事標準請負契約書の改正（平成22年12月3日付け22建企第477号）により契約書第10条において「工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない」場合は、現場代理人の常駐を要しないことができる項目が追加されたため、下記対象工事を請け負う建設業者の負担軽減のため、下記のとおり取り扱うこととしましたので通知します。なお、工場製作の取り扱い（平成21年2月6日付け20建企第715号）は、本通知の適用日以降に廃止します。

つきましては、貴下会員への周知徹底をよろしくお願いします。

記

1. 対象

長崎県が発注する建設工事。

2. 現場代理人の常駐を要しない場合

原則として、現場代理人は、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うこととされているが、以下のいずれかの要件を満たす場合に、契約書第10条第5項の「工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない」ものとして取り扱うものとする。

- ① 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。
- ② 長崎県建設工事標準請負契約書第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間。
- ③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。
- ④ 前3号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間。

- ⑤ 密接な関係のある二以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所(50m以内)において施工する場合。ただし、各々の工事において、下請金額の合計が3000万円(建築一式4500万円)を超えない工事(主任技術者を配置する工事)であること。
- ⑥ 同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に関わる工事であつて、かつそれぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められる場合(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る)。

3. 発注者への報告

① 2. ①②④の現場施工をおこなわない期間

現場代理人の工事現場における常駐義務は不要とし、他の工事の作業員として従事することを可能とするが、計画工程表等により作業等が行われていない期間を明示しておくこと。なお、作業が行われていない期間が変更になった際は、変更の計画工程表等の再提出を行うか、若しくは「工事打合せ簿」等により、作業等が行われてない期間を明確にしておくこと。また、工事の全部の施工を一時中止している期間については、発注者が通知する「工事中止通知書」の期間において常駐義務は不要とする。

② 2. ③の工場製作のみを施工している期間

現場代理人の工事現場における常駐義務は不要とし、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の現場代理人がこれらの製作を一括して管理することができるものとする。なお、兼務する場合は、工場製作のみを施工している期間を計画工程表等により明確にしておくこと。

③ 2. ⑤⑥の二以上の工事を同一の建設業者が施工する場合

現場代理人が兼務する場合は、「工事打合せ簿」等により他工事と兼務していることを明確にしておくこと。

4. 現場代理人と他技術者との兼務

経營業務の管理責任者及び営業所の専任技術者と工事現場に従事する主任技術者及び監理技術者の兼務に関する取扱いについて(平成21年3月23日付け20建企第838号)に基づき承認した場合に兼務を認めるものとする。

5. 現場代理人の資格要件

特別な資格は要しない。

6. 途中交代

現場代理人の途中交代については、制限を設けていない。

7. 適用日

平成23年1月4日以降に契約締結する工事に適用する。

なお、2. ③は、工場製作の取り扱い(平成21年2月6日付け20建企第715号)2. ⑤⑥は、監理技術者・主任技術者・現場代理人の適正配置について(平成14年7月1日付け14技第122号)により現在においても兼務は可能としているところです。